

関西防災・減災プラン 総則編 地震・津波災害対策編 改訂 新旧対照表

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>関西防災・減災プラン</p> <p>(総 則 編) (地震・津波災害対策編)</p>  <p>令和 7 年 3 月改訂 (令和 6 年 3 月改訂) (令和 4 年 3 月改訂) (令和 2 年 3 月改訂) (平成 29 年 11 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p> <p>関西広域連合 広域防災局</p>	<p>関西防災・減災プラン</p> <p>(総 則 編) (地震・津波災害対策編)</p>  <p><u>令和 8 年 ● 月改訂</u> <u>(令和 7 年 3 月改訂)</u> (令和 6 年 3 月改訂) (令和 4 年 3 月改訂) (令和 2 年 3 月改訂) (平成 29 年 11 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p> <p>関西広域連合 広域防災局</p>	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>目 次</p> <p>○ 総則編</p> <p>I プランの趣旨</p> <p>1 策定の目的</p> <p>2 策定にあたっての考え方</p> <p>3 策定方針</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>　　プランの特徴</p> <p>　　広域連合だからできること</p> <p>II 対象とする災害</p> <p>III 広域連合の役割</p> <p>1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示</p> <p>2 応援・受援の調整</p> <p>3 災害情報の積極的な活用</p> <p>4 災害に備えるための事業の企画・実施</p> <p>5 自助・共助の取組の促進</p> <p>○ 地震・津波災害対策編</p> <p>I 被害想定等</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象</p> <p>3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況</p> <p>4 近畿圏直下型地震</p> <p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p> <p>(1) 構成団体との連携</p> <p>(2) 広域連合他部局との連携</p> <p>(3) 他の広域ブロック等との連携</p> <p>(4) 広域応援制度の調整主体との連携</p> <p>(5) 市町村との連携</p> <p>(6) 国との連携</p> <p>(7) 専門家・防災研究機関等との連携</p> <p>(8) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系</p> <p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>(2) 訓練・研修の実施</p> <p>(3) 津波災害対策の推進</p> <p>(4) 孤立集落対策の実施</p>	<p>目 次</p> <p>○ 総則編</p> <p>I プランの趣旨</p> <p>1 策定の目的</p> <p>2 策定にあたっての考え方</p> <p>3 策定方針</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>　　プランの特徴</p> <p>　　広域連合だからできること</p> <p>II 対象とする災害</p> <p>III 広域連合の役割</p> <p>1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示</p> <p>2 応援・受援の調整</p> <p>3 災害情報の積極的な活用</p> <p>4 災害に備えるための事業の企画・実施</p> <p>5 自助・共助の取組の促進</p> <p>○ 地震・津波災害対策編</p> <p>I 被害想定等</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象</p> <p>3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況</p> <p>4 近畿圏直下型地震</p> <p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p> <p>(1) 構成団体との連携</p> <p>(2) 広域連合他部局との連携</p> <p>(3) 他の広域ブロック等との連携</p> <p>(4) 広域応援制度の調整主体との連携</p> <p>(5) 市町村との連携</p> <p>(6) 国との連携</p> <p>(7) 専門家・防災研究機関等との連携</p> <p>(8) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系</p> <p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>(2) 訓練・研修の実施</p> <p>(3) 津波災害対策の推進</p> <p>(4) 孤立集落対策の実施</p>	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>(5) 地域防災力の向上.....<u>35</u></p> <p>(6) 消防団の広域応援体制の推進.....<u>36</u></p> <p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進.....<u>36</u></p> <p>III 災害への対応.....<u>46</u></p> <p>1 初動シナリオ.....<u>48</u></p> <p>(1) 情報収集体制の確立.....<u>49</u></p> <p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣.....<u>50</u></p> <p>(3) 応援・支援体制の確立.....<u>50</u></p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応.....<u>57</u></p> <p>初動期オペレーションマップ.....<u>60</u></p> <p>2 応援・支援シナリオ.....<u>66</u></p> <p>2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置.....<u>66</u></p> <p>2-2 情報の収集・提供.....<u>69</u></p> <p>2-3 救援物資の需給調整.....<u>70</u></p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整.....<u>74</u></p> <p>2-5 被災者の支援.....<u>78</u></p> <p>2-6 広域避難の受入調整.....<u>80</u></p> <p>2-7 ボランティアの活動促進.....<u>84</u></p> <p>2-8 帰宅困難者への支援.....<u>86</u></p> <p>2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整.....<u>88</u></p> <p>応急対応期オペレーションマップ.....<u>92</u></p> <p>3 復旧・復興シナリオ.....<u>102</u></p> <p>3-1 復興戦略の策定.....<u>102</u></p> <p>(1) 関西復興戦略の策定方針.....<u>102</u></p> <p>(2) 策定手順.....<u>102</u></p> <p>(3) 策定体制.....<u>102</u></p> <p>3-2 被災自治体の復興業務への支援.....<u>108</u></p> <p>(1) 国等への提言等.....<u>108</u></p> <p>(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題.....<u>108</u></p> <p>(3) 主要分野の復興シナリオ.....<u>109</u></p> <p>復旧・復興期オペレーションマップ.....<u>112</u></p> <p>(参考)阪神・淡路大震災からの復興における取組.....<u>116</u></p>	<p>(5) 地域防災力の向上.....<u>37</u></p> <p>(6) 消防団の広域応援体制の推進.....<u>38</u></p> <p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進.....<u>38</u></p> <p>III 災害への対応.....<u>48</u></p> <p>1 初動シナリオ.....<u>50</u></p> <p>(1) 情報収集体制の確立.....<u>51</u></p> <p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣.....<u>52</u></p> <p>(3) 応援・支援体制の確立.....<u>52</u></p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応.....<u>59</u></p> <p>初動期オペレーションマップ.....<u>63</u></p> <p>2 応援・支援シナリオ.....<u>69</u></p> <p>2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置.....<u>69</u></p> <p>2-2 情報の収集・提供.....<u>72</u></p> <p>2-3 救援物資の需給調整.....<u>73</u></p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整.....<u>77</u></p> <p>2-5 被災者の支援.....<u>81</u></p> <p>2-6 広域避難の受入調整.....<u>85</u></p> <p>2-7 ボランティアの活動促進.....<u>88</u></p> <p>2-8 帰宅困難者への支援.....<u>90</u></p> <p>2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整.....<u>92</u></p> <p>応急対応期オペレーションマップ.....<u>97</u></p> <p>3 復旧・復興シナリオ.....<u>107</u></p> <p>3-1 復興戦略の策定.....<u>107</u></p> <p>(1) 関西復興戦略の策定方針.....<u>107</u></p> <p>(2) 策定手順.....<u>107</u></p> <p>(3) 策定体制.....<u>107</u></p> <p>3-2 被災自治体の復興業務への支援.....<u>113</u></p> <p>(1) 国等への提言等.....<u>113</u></p> <p>(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題.....<u>113</u></p> <p>(3) 主要分野の復興シナリオ.....<u>113</u></p> <p>復旧・復興期オペレーションマップ.....<u>117</u></p> <p>(参考)阪神・淡路大震災からの復興における取組.....<u>121</u></p>	
2	<p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。</p> <p>ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</p> <p>なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。</p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</p>	<p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。</p> <p>ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</p> <p>なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。</p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</p>	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>(参考：計画策定経緯)</p> <p>平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定</p> <p>平成 25 年度 原子力災害対策編を改定</p> <p>平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定</p> <p>平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p> <p>平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂</p> <p>令和 2 年度 感染症対策編（家畜伝染病）を改訂</p> <p>令和 3 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和 5 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂</p> <p>令和 6 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p>	<p>(参考：計画策定経緯)</p> <p>平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定</p> <p>平成 25 年度 原子力災害対策編を改定</p> <p>平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定</p> <p>平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p> <p>平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂</p> <p>令和 2 年度 感染症対策編（家畜伝染病）を改訂</p> <p>令和 3 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和 5 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂</p> <p>令和 6 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p> <p>令和 7 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p>	
6	<p>II 対象とする災害</p> <p>(略)</p> <p>なお、複合災害が発生する可能性もあることから、広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。</p> <p>【複合災害の例】 (略)</p>	<p>II 対象とする災害</p> <p>(略)</p> <p>なお、複合災害が発生する可能性もあることから、<u>対策の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮するものとする。</u>広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。</p> <p>【複合災害の例】 (略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進 基本計画の変更
8	<p>3 災害情報の積極的な活用</p> <p>(1) 情報収集等</p> <p>大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。</p> <p>なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。</p> <p>また、情報収集等にあたっては、効果的・効率的な災害対応を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどを活用し、災害対応業務のデジタル化を促進する。</p>	<p>3 災害情報の積極的な活用</p> <p>(1) 情報収集等</p> <p>大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。</p> <p>なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。</p> <p>また、情報収集等にあたっては、効果的・効率的な災害対応を行うため、<u>ドローンをはじめとする遠隔操作機器等の新技術や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-Plo）をはじめとする</u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどを利活用し、災害対応業務のデジタル化を促進する。<u>また、通信が途絶する場合も想定し、情報共有手段の冗長化やデータ容量等の効率化に努める。</u></p>	南海トラフ地震防災対策推進 基本計画の変更 防災基本計画修正
9	<p>I 被害想定等</p> <p>関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ巨大地震 ・ 琵琶湖西岸断層地震 ・ 花折断層地震 ・ 奈良盆地東縁断層地震 ・ 京都西山断層地震 ・ 生駒断層地震 ・ 上町断層地震 ・ 大阪湾断層地震 ・ 中央構造線断層地震 ・ 山崎断層地震 <p>等</p> <p>(略)</p>	<p>I 被害想定等</p> <p>関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ巨大地震 ・ 琵琶湖西岸断層帶地震 ・ 花折断層地震 ・ 奈良盆地東縁断層地震 ・ 京都西山断層地震 ・ 生駒断層地震 ・ 上町断層地震 ・ 大阪湾断層地震 ・ 中央構造線断層地震 ・ 山崎断層地震 <p>等</p> <p>(略)</p>	文言修正

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																																																																																																								
	<p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定 関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生のケースにおける対応については、p. 57を参照。）</p>	<p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定 関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生のケースにおける対応については、p. 57を参照。）</p> <p><u>なお、局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、構成団体及び連携県は、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定量的な分析等を行うなどにより対策の実効性向上に努める。</u></p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更																																																																																																								
10	<p>○各府県による被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th><th>死者数</th><th>全壊棟数</th><th>府県内の最大震度</th><th>各府県減災目標（死者）</th><th>削減効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td><td>860</td><td>70,210</td><td>6強</td><td>250</td><td>7割減</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>90,400</td><td>158,700</td><td>7</td><td>災害による犠牲者ゼロを目指す</td><td></td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>31,300</td><td>116,400</td><td>7</td><td>死者0を目指す</td><td></td></tr> </tbody> </table>	府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者）	削減効果	京都府	860	70,210	6強	250	7割減	和歌山県	90,400	158,700	7	災害による犠牲者ゼロを目指す		徳島県	31,300	116,400	7	死者0を目指す		<p>○各府県による被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th><th>死者数</th><th>全壊棟数</th><th>府県内の最大震度</th><th>各府県減災目標（死者）</th><th>削減効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td><td>860</td><td>70,210</td><td>6強</td><td>死者数0を目指す</td><td>—</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>90,400</td><td>158,700</td><td>7</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>31,300</td><td>116,400</td><td>7</td><td>死者数0を目指す</td><td></td></tr> </tbody> </table>	府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者）	削減効果	京都府	860	70,210	6強	死者数0を目指す	—	和歌山県	90,400	158,700	7	—		徳島県	31,300	116,400	7	死者数0を目指す		京都府「第4次第四次京都府戦略的地震防災対策指針（計画期間：令和7年度～令和16年度）」の改定 文言修正																																																								
府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者）	削減効果																																																																																																						
京都府	860	70,210	6強	250	7割減																																																																																																						
和歌山県	90,400	158,700	7	災害による犠牲者ゼロを目指す																																																																																																							
徳島県	31,300	116,400	7	死者0を目指す																																																																																																							
府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者）	削減効果																																																																																																						
京都府	860	70,210	6強	死者数0を目指す	—																																																																																																						
和歌山県	90,400	158,700	7	—																																																																																																							
徳島県	31,300	116,400	7	死者数0を目指す																																																																																																							
11	<p>【参考】 ○国の被害想定 (平成24年8月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th><th>死者数（注1）</th><th>全壊棟数（注2）</th><th>府県内の最大震度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td><td>500</td><td>13,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>京都府</td><td>800</td><td>70,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>5,500</td><td>337,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>3,900</td><td>54,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>1,700</td><td>47,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>80,000</td><td>190,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>31,000</td><td>132,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>—</td><td>300</td><td>5強</td></tr> <tr> <td>福井県</td><td>—</td><td>2,100</td><td>5強</td></tr> <tr> <td>三重県</td><td>25,000</td><td>224,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>関西計</td><td>148,400</td><td>1,069,400</td><td>—</td></tr> <tr> <td>全国計</td><td>275,000</td><td>2,369,640</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、（早期避難率低）の場合の揺れによる建物倒壊、津波、火災、<u>崖崩れ</u>による死者発生 (注2) 陸側ケース、津波ケース③、冬<u>18時</u>、風速8m/sの場合の揺れ、<u>津波、火災、液状化、崖崩れ</u>の発生による建物倒壊</p>	府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度	滋賀県	500	13,000	6強	京都府	800	70,000	6強	大阪府	5,500	337,000	6強	兵庫県	3,900	54,000	7	奈良県	1,700	47,000	6強	和歌山県	80,000	190,000	7	徳島県	31,000	132,000	7	鳥取県	—	300	5強	福井県	—	2,100	5強	三重県	25,000	224,000	7	関西計	148,400	1,069,400	—	全国計	275,000	2,369,640	—	<p>参考】 ○国の被害想定 (令和7年3月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th><th>死者数（注1）</th><th>全壊棟数（注2）</th><th>府県内の最大震度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td><td>400</td><td>16,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>京都府</td><td>700</td><td>64,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>7,100</td><td>297,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>4,500</td><td>50,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>1,600</td><td>44,000</td><td>6強</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>65,000</td><td>166,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>41,000</td><td>136,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>—</td><td>300</td><td>5強</td></tr> <tr> <td>福井県</td><td>—</td><td>1,800</td><td>5強</td></tr> <tr> <td>三重県</td><td>24,000</td><td>234,000</td><td>7</td></tr> <tr> <td>関西計</td><td>144,300</td><td>1,009,100</td><td>—</td></tr> <tr> <td>全国計</td><td>282,000</td><td>2,333,000</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、（早期避難率低）の場合の揺れによる建物倒壊、津波、<u>急傾斜地崩壊</u>、火災による死者発生 (注2) 陸側ケース、津波ケース③、冬<u>夕</u>、風速8m/sの場合の揺れ、<u>液状化、津波、急傾斜地崩壊、火災</u>の発生による建物倒壊</p>	府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度	滋賀県	400	16,000	6強	京都府	700	64,000	6強	大阪府	7,100	297,000	6強	兵庫県	4,500	50,000	7	奈良県	1,600	44,000	6強	和歌山県	65,000	166,000	7	徳島県	41,000	136,000	7	鳥取県	—	300	5強	福井県	—	1,800	5強	三重県	24,000	234,000	7	関西計	144,300	1,009,100	—	全国計	282,000	2,333,000	—	南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定の見直し
府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度																																																																																																								
滋賀県	500	13,000	6強																																																																																																								
京都府	800	70,000	6強																																																																																																								
大阪府	5,500	337,000	6強																																																																																																								
兵庫県	3,900	54,000	7																																																																																																								
奈良県	1,700	47,000	6強																																																																																																								
和歌山県	80,000	190,000	7																																																																																																								
徳島県	31,000	132,000	7																																																																																																								
鳥取県	—	300	5強																																																																																																								
福井県	—	2,100	5強																																																																																																								
三重県	25,000	224,000	7																																																																																																								
関西計	148,400	1,069,400	—																																																																																																								
全国計	275,000	2,369,640	—																																																																																																								
府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度																																																																																																								
滋賀県	400	16,000	6強																																																																																																								
京都府	700	64,000	6強																																																																																																								
大阪府	7,100	297,000	6強																																																																																																								
兵庫県	4,500	50,000	7																																																																																																								
奈良県	1,600	44,000	6強																																																																																																								
和歌山県	65,000	166,000	7																																																																																																								
徳島県	41,000	136,000	7																																																																																																								
鳥取県	—	300	5強																																																																																																								
福井県	—	1,800	5強																																																																																																								
三重県	24,000	234,000	7																																																																																																								
関西計	144,300	1,009,100	—																																																																																																								
全国計	282,000	2,333,000	—																																																																																																								

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																																
1 3	<p>2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象 (略)</p> <p>※ 通常とは、30年以内に <u>70~80%</u>の発生頻度。<u>7日以内に換算すると概ね1,000回に1回程度となる。</u></p>	<p>2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象 (略)</p> <p>※ 通常とは、30年以内に <u>60~90%程度以上</u>の発生頻度。</p>	政府の地震調査委員会の計算方法見直し																																
2 2	<p>(8) 企業・ボランティア等との連携 ① 企業等との協力・連携 (略)</p> <p>(広域連合と企業等との協定一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>締結日</th><th>相手方</th><th>支援内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~ (略)</td><td>~ (略)</td><td>~ (略)</td><td>~ (略)</td></tr> <tr> <td>災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定</td><td>R4. 3. 24</td><td>近畿地区連合獣医師会</td><td>災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等</td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> </tbody> </table>	協定名	締結日	相手方	支援内容	~ (略)	~ (略)	~ (略)	~ (略)	災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>(8) 企業・ボランティア等との連携 ① 企業等との協力・連携 (略)</p> <p>(広域連合と企業等との協定一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>締結日</th><th>相手方</th><th>支援内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~ (略)</td><td>~ (略)</td><td>~ (略)</td><td>~ (略)</td></tr> <tr> <td>災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定</td><td>R4. 3. 24</td><td>近畿地区連合獣医師会</td><td>災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等</td></tr> <tr> <td>災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書</td><td>R7. 10. 1</td><td>近畿2府6県4政令市、一般社団法人日本UAS産業振興協議会</td><td>ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬等</td></tr> </tbody> </table>	協定名	締結日	相手方	支援内容	~ (略)	~ (略)	~ (略)	~ (略)	災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等	災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書	R7. 10. 1	近畿2府6県4政令市、一般社団法人日本UAS産業振興協議会	ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬等	協定新規締結
協定名	締結日	相手方	支援内容																																
~ (略)	~ (略)	~ (略)	~ (略)																																
災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等																																
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																
協定名	締結日	相手方	支援内容																																
~ (略)	~ (略)	~ (略)	~ (略)																																
災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等																																
災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書	R7. 10. 1	近畿2府6県4政令市、一般社団法人日本UAS産業振興協議会	ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬等																																
2 5 ~	<p>(1) 災害対応体制の整備 ①~② (略)</p> <p>③救援物資の備蓄、集積・配達体制の構築 ア~イ (略)</p> <p>ウ <u>新たな技術による資機材の活用</u> 長期の断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、構成府県及び市町村におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車両や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。</p> <p>エ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定 (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 災害対応体制の整備 ①~② (略)</p> <p>③救援物資の備蓄、集積・配達体制の構築 ア~イ (略)</p> <p>ウ 資機材の活用 長期の断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、市町村は、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保、携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレや仮設トイレ等の整備等に努める。また、広域連合は、構成団体及び連携県におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車両や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。</p> <p>エ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定 (略)</p> <p><u>【参考】</u> 国は、大規模災害発生時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をするプッシュ型支援を行うこととしており、全国8地域の各拠点（北海道、宮城県、愛知県、兵庫県、高知県、熊本県、福岡県、沖縄県）に、発災後の避難生活ですぐに必要で、調達に時間を要する物資について、あらかじめ一定量の備蓄を行っている。近畿地方においては、三木総合防災公園（兵庫県）がその拠点に指定されている。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>災害発生時への備え</u> 構成団体・連携県及び市町村は、災害対応の効率化・円滑化を図るため、市町村が対応状況をチェックしながら災害対応を進めることができるようになるなど、発災後の各フェーズに応じて必要となる様々な災害対応業務について、</p>	<p>防災基本計画修正及び令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について等の反映</p> <p>文言追記</p> <p>令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映</p>																																

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>⑤ 避難体制の整備 ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。</p> <p>⑥ 医療提供体制の整備 ア～イ (略)</p> <p>⑦ 保健医療福祉活動体制の整備 ア 保健医療福祉調整本部体制の整備 構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）やDWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナースの構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。</p> <p>イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。</p> <p>⑧ 広域避難体制の整備 (略) また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなど、要配慮者の避難支援対策を推進する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑤ 避難体制の整備 ポイントや留意事項などを整理した計画やマニュアル等を作成し、実効性確保のための訓練・研修を実施するよう努める。</p> <p>⑥ 避難体制の整備 ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。<u>また、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努める。</u>なお、指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。</p> <p>⑦ 医療提供体制の整備 ア～イ (略)</p> <p>⑧ 保健医療福祉活動体制の整備 ア 保健医療福祉調整本部体制の整備 構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）やDWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース<u>保健師等チーム</u>の構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。</p> <p>イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による支援チームの整備に努めるとともに、<u>訓練や研修、会議の開催等により、人材育成と資質の維持向上を図る。</u></p> <p>⑨ 広域避難体制の整備 (略) また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなど、要配慮者の避難支援対策を推進する。 <u>さらに、構成団体・連携県及び市町村は、国と連携して、避難元・避難先の自治体間の情報連携の円滑な運用・強化を図る。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 在宅避難等の推進 <u>構成団体・連携県及び市町村は、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を推進するとともに、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の親戚・知人宅、避難所、ホテル・旅館等への避難等を促す方策も推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進 基本計画の変更、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映</p>

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>工 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 (略)</p> <p>⑨ 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 帰宅支援</p> <p>エ 帰宅困難者等への情報提供</p> <p>⑩ 罹災証明書の発行体制の整備 市町村は、発災後に、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できる被災者台帳機能を持ったIT支援システムを活用するなど、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査担当者の育成や応援の受入体制の構築に努める。 また、家屋等の被害の程度を調査する際は、必要に応じ、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定結果等の活用を図るなど、適切な手法により実施する。 構成府県は、発災時に家屋被害認定調査を迅速に行えるよう研修機会の拡充を図る。また、担当者の名簿登録、他府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。 広域連合は、構成府県が行う研修機会の拡充等を支援する。</p> <p>⑪ 災害廃棄物処理対策</p>	<p>オ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 (略)</p> <p>⑩ 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進 <u>広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、分散帰宅の基本原則の周知・普及、情報連絡体制の整備に努める。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文等を定めておく。</u></p> <p>エ 帰宅支援</p> <p>オ 帰宅困難者等への情報提供</p> <p>⑪ 罹災証明書の発行体制の整備 市町村は、発災後に、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できる被災者台帳機能を持ったIT支援システムを活用するなど、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査担当者の育成や応援の受入体制の構築<u>や迅速な被害認定調査のためのリモート判定の仕組み等の整備</u>に努める。 また、家屋等の被害の程度を調査する際は、必要に応じ、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定結果等の活用を図るなど、適切な手法により実施する。 構成府県は、発災時に家屋被害認定調査を迅速に行えるよう研修機会の拡充を図る。また、担当者の名簿登録、他府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。 広域連合は、構成府県が行う研修機会の拡充等を支援する。</p> <p>⑫ 災害廃棄物処理対策</p>	<p>大規模地震の発生に伴う 帰宅困難者等対策のガイドライン改定</p> <p>令和6年能登半島地震を踏 えた災害対応の在り方につ いての反映</p>
3 6	<p>(4) 孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間ヘリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。 構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備<u>に努めるとともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。</u></p>	<p>(4) 孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間ヘリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。 構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備<u>及び関 係機関が連携した訓練や支援計画に基づく訓練の実施に努めるほか、集落や自宅 での備蓄の促進を働きかける。</u></p>	<p>令和6年能登半島地震を踏 えた災害対応の在り方につ いての反映</p>

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																																																																								
3 7	<p>(5) 地域防災力の向上 ① 住民への普及啓発 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>啓発項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 家庭での減災の取組</td><td>様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。</td></tr> </tbody> </table>	啓発項目	内 容	ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。	<p>(5) 地域防災力の向上 ① 住民への普及啓発 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>啓発項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 家庭での減災の取組</td><td>様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進 <u>(最低3日間、推奨1週間分)</u> するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認の設置を行う。</td></tr> </tbody> </table>	啓発項目	内 容	ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進 <u>(最低3日間、推奨1週間分)</u> するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認の設置を行う。	令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映																																																																
啓発項目	内 容																																																																										
ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。																																																																										
啓発項目	内 容																																																																										
ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進 <u>(最低3日間、推奨1週間分)</u> するとともに、日頃から家庭内において、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認の設置を行う。																																																																										
4 4 ~	<p>3構成府県・連携県の「防災道の駅」の選定箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th><th>市町村</th><th>道の駅名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td><td>志摩市</td><td>伊勢志摩</td></tr> <tr> <td>福井県</td><td>大野市</td><td>越前おおの荒島の郷</td></tr> <tr> <td>滋賀県</td><td>甲良町</td><td>せせらぎの里こうら</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>朝来市</td><td>但馬のまほろば</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>奈良市</td><td>(仮称) 中町</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>すさみ町</td><td>すさみ</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>板野町</td><td>いたの</td></tr> </tbody> </table>  <p>図1 「防災道の駅」中部ブロック (出典: R3.6.11 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)</p>	県名	市町村	道の駅名	三重県	志摩市	伊勢志摩	福井県	大野市	越前おおの荒島の郷	滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら	兵庫県	朝来市	但馬のまほろば	奈良県	奈良市	(仮称) 中町	和歌山県	すさみ町	すさみ	徳島県	板野町	いたの	<p>3構成府県・連携県の「防災道の駅」の選定箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th><th>市町村</th><th>道の駅名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td><td>志摩市</td><td>伊勢志摩</td></tr> <tr> <td>三重県</td><td>津市</td><td>津かわけ</td></tr> <tr> <td>福井県</td><td>大野市</td><td>越前おおの荒島の郷</td></tr> <tr> <td>福井県</td><td>高浜町</td><td>シーサイド高浜</td></tr> <tr> <td>滋賀県</td><td>甲良町</td><td>せせらぎの里こうら</td></tr> <tr> <td>滋賀県</td><td>大津市</td><td>妹子の郷</td></tr> <tr> <td>京都府</td><td>京丹波町</td><td>京丹波味夢の里</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>朝来市</td><td>但馬のまほろば</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>奈良市</td><td>クロスウェイなかまち</td></tr> <tr> <td>奈良県</td><td>下北山村</td><td>きなりの郷山北山 (仮称)</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>すさみ町</td><td>すさみ</td></tr> <tr> <td>和歌山県</td><td>海南市</td><td>海南サクアス</td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>北栄町</td><td>ほうじょう</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>板野町</td><td>いたの</td></tr> <tr> <td>徳島県</td><td>つるぎ町</td><td>貞光ゆうゆう館</td></tr> </tbody> </table>  <p>図1 「防災道の駅」中部ブロック (出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)</p>	県名	市町村	道の駅名	三重県	志摩市	伊勢志摩	三重県	津市	津かわけ	福井県	大野市	越前おおの荒島の郷	福井県	高浜町	シーサイド高浜	滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら	滋賀県	大津市	妹子の郷	京都府	京丹波町	京丹波味夢の里	兵庫県	朝来市	但馬のまほろば	奈良県	奈良市	クロスウェイなかまち	奈良県	下北山村	きなりの郷山北山 (仮称)	和歌山県	すさみ町	すさみ	和歌山県	海南市	海南サクアス	鳥取県	北栄町	ほうじょう	徳島県	板野町	いたの	徳島県	つるぎ町	貞光ゆうゆう館	防災道の駅の追加 (R7.5.14 国交省公表資料)
県名	市町村	道の駅名																																																																									
三重県	志摩市	伊勢志摩																																																																									
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷																																																																									
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら																																																																									
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば																																																																									
奈良県	奈良市	(仮称) 中町																																																																									
和歌山県	すさみ町	すさみ																																																																									
徳島県	板野町	いたの																																																																									
県名	市町村	道の駅名																																																																									
三重県	志摩市	伊勢志摩																																																																									
三重県	津市	津かわけ																																																																									
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷																																																																									
福井県	高浜町	シーサイド高浜																																																																									
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら																																																																									
滋賀県	大津市	妹子の郷																																																																									
京都府	京丹波町	京丹波味夢の里																																																																									
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば																																																																									
奈良県	奈良市	クロスウェイなかまち																																																																									
奈良県	下北山村	きなりの郷山北山 (仮称)																																																																									
和歌山県	すさみ町	すさみ																																																																									
和歌山県	海南市	海南サクアス																																																																									
鳥取県	北栄町	ほうじょう																																																																									
徳島県	板野町	いたの																																																																									
徳島県	つるぎ町	貞光ゆうゆう館																																																																									

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>近畿ブロック 「防災道の駅」</p> <p>Map showing the locations of 'Disaster Prevention Route Stations' (防災道の駅) in the Kinki region, including cities like Kyoto, Osaka, and Nara. A 100Km scale bar and a compass rose are included.</p>	<p>近畿ブロック 「防災道の駅」(R3.6選定) 「防災道の駅」(追加選定)</p> <p>Map showing the locations of 'Disaster Prevention Route Stations' (防災道の駅) in the Kinki region, including cities like Kyoto, Osaka, and Nara. A 100Km scale bar and a compass rose are included.</p>	
	図2 「防災道の駅」近畿ブロック (出典: R3.6.11 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)	図2 「防災道の駅」近畿ブロック (出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)	
	<p>四国ブロック 「防災道の駅」</p> <p>Map showing the locations of 'Disaster Prevention Route Stations' (防災道の駅) in the Shikoku region, including cities like Matsuyama, Kochi, and Tokushima. A 100Km scale bar and a compass rose are included.</p>	<p>四国ブロック 「防災道の駅」(R3.6選定) 「防災道の駅」(追加選定)</p> <p>Map showing the locations of 'Disaster Prevention Route Stations' (防災道の駅) in the Shikoku region, including cities like Matsuyama, Kochi, and Tokushima. A 100Km scale bar and a compass rose are included.</p>	
	図3 「防災道の駅」四国ブロック (出典: R3.6.11 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)	図3 「防災道の駅」四国ブロック (出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)	
47	<p>⑥ 事前の復興計画の策定促進</p> <p>被災後は、速やかな復興が課題となるが、復興には、まちづくりのノウハウや住民の合意形成などを必要とする<u>復興計画作り</u>をはじめ、莫大な作業が必要となる。復興まちづくりを早期かつ的確に行うためには、大規模災害への備えとして、事前に被災後の復興まちづくりの取組を進めておくことが必要である。</p>	<p>⑥ 事前の復興計画の策定促進</p> <p>被災後は、速やかな復興が課題となるが、復興には、まちづくりのノウハウや住民の合意形成などを必要とする<u>事前復興まちづくり計画の策定等</u>をはじめ、莫大な作業が必要となる。復興まちづくりを早期かつ的確に行うためには、大規模災害への備えとして、事前に被災後の復興まちづくりの取組を進めておくことが必要である。</p>	防災基本計画の修正、 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映
59~	<p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災対応</p> <p>(略)</p> <p>広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。</p> <p>なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成28年3月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を参照されたい（令和2年11月に最終改訂）。</p> <p>表 (略)</p> <p>※ <u>津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域。住民全員が避難する住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難を行う高齢者等事前避難対象地域がある。</u></p>	<p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災対応</p> <p>(略)</p> <p>広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。</p> <p>なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成28年3月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を参照されたい（令和2年11月に最終改訂）。</p> <p>表 (略)</p> <p>※ <u>事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難をする「高齢者等事前避難対象地域」と、健常者も含む地域の全ての住民が避難をする「住民事前避難対象地域」に分類される。</u></p>	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																
	<p>出典：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月）」内閣府</p> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>出典：「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）」内閣府</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 臨時情報発表時にとるべき対応の検討と共有 構成団体・連携県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応が、津波の到達時間、津波浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった地域の状況等によって異なることを踏まえ、具体的な行動を各主体の実情に応じて自ら検討し、事前に決めておくものとする。 広域連合は、臨時情報発表時にとるべき対応のうち、構成団体・連携県間で共有すべき行動制限等の項目について、事前に整理する。</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更																
7 5	<p>(2) 広域連合・応援団体の対応</p> <p>① 物流専門組織の設置</p> <p>(略)</p> <p>【災害フェーズごとに必要とされる救援物資】 広域連合において調整を行う救援物資については、概ね下表に記載のあるものを基本とし、下表に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援団体が協議の上、物資調整を行う。 また、物資の調達にあたっては、要配慮者、女性（妊婦等）、子供（乳幼児等）にも配慮する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>必要とされる物資の基本品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>応急対応期 (避難所期)</td><td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド 等</td></tr> <tr> <td>【季節に応じて】</td><td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td></tr> </tbody> </table>	時期	必要とされる物資の基本品目	緊急対応期 (概ね3日まで)	(略)	応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド 等	【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等	<p>(2) 広域連合・応援団体の対応</p> <p>① 物流専門組織の設置</p> <p>(略)</p> <p>【災害フェーズごとに必要とされる救援物資】 広域連合において調整を行う救援物資については、スフィア基準を参考に概ね下表に記載のあるものを基本とし、下表に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援団体が協議の上、物資調整を行う。 また、物資の調達にあたっては、要配慮者、女性（妊婦等）、子供（乳幼児等）にも配慮する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>必要とされる物資の基本品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>応急対応期 (避難所期)</td><td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、洗濯キット 等</td></tr> <tr> <td>【季節に応じて】</td><td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td></tr> </tbody> </table>	時期	必要とされる物資の基本品目	緊急対応期 (概ね3日まで)	(略)	応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、 洗濯キット 等	【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等	令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映
時期	必要とされる物資の基本品目																		
緊急対応期 (概ね3日まで)	(略)																		
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド 等																		
【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																		
時期	必要とされる物資の基本品目																		
緊急対応期 (概ね3日まで)	(略)																		
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、 洗濯キット 等																		
【季節に応じて】	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																		
7 9	<p>(1) 被災構成府県の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援職員の受け入れ</p> <p>被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受け入れ体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保等の応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(1) 被災構成府県の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援職員の受け入れ</p> <p>被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受け入れ体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保や寝袋等の資機材や装備品、食料等の充実など、応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。</p> <p>③ (略)</p>	令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映																

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
8 1 ~	<p>2-5 被災者の支援</p> <p>被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</p> <p>構成団体は、感染症流行下においては、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	<p>2-5 被災者の支援</p> <p>被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。<u>なお、被災者の支援にあたっては、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者等を含めた避難者の良好な生活環境の確保に取り組む。</u></p> <p>構成団体<u>及び連携県</u>は、感染症流行下においては、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更</p>

＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避 難 所 期 ・ 被 災 直 後 の 一 時 的 な 生 活 空 間	前期	(略)	1 避難所の運営等 (略) ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※一般ボランティアの他、避難所環境の改善に必要な専門ボランティア等の確保・連携に配慮 ※ペット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮 ・女性の参画の推進 ・保健師、福祉関係者、NPO 等による避難状況把握等への支援及び各主体間の調整 ・在宅避難者、車中泊による避難生活を送る避難者への支援 2～3 (略) 4 避難所の居住環境 ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・開設当初からのパーテイションや段ボールベッド等の設置に努める ・停電に備えたライト等の配備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 5～6 (略) 7 その他	(略)

＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避 難 所 期 ・ 被 災 直 後 の 一 時 的 な 生 活 空 間	前期	(略)	1 避難所の運営等 (略) ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※一般ボランティアの他、避難所環境の改善に必要な専門ボランティア等の確保・連携に配慮 ※ <u>こどものいる家族等及びペット同行避難者</u> への配慮 ・女性の参画の推進 ・保健師、福祉関係者、NPO 等による避難状況把握等への支援及び各主体間の調整 ・在宅避難者、車中泊による避難生活を送る避難者への支援 <u>・こども・若者の居場所確保</u> 2～3 (略) 4 避難所の居住環境 ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・開設当初からのパーテイションや段ボールベッド等の設置に努める ・停電に備えたライト等の配備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 <u>・炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保</u> 5～6 (略) 7 その他	(略)

文言修正

防災基本計画の修正

防災基本計画の修正、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映

頁	現 行			改 訂 案			修正内容		
			<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策 被災者台帳の早期整備 			<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策 (防犯カメラ、ドローン等の活用も含む) 被災者台帳の早期整備 	令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映		
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	定期	(略)	<p>1 ~ 5 (略)</p> <p>4 避難所の居住環境 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所のバリアフリー化、間仕切用パーティションの設置 <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設、病院への入院、福祉避難所への入所の検討 DWAT 等による生活支援・生活相談 ボランティアニーズの把握 <p>7 (略)</p>	(略)	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	定期	(略)	<p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 避難所の居住環境 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所のバリアフリー化、間仕切用パーティションの設置、空調設備の設置、トイレの洋式化 <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設、病院への入院、福祉避難所への入所の検討 DWAT 等による生活支援・生活相談等の福祉サービスの提供 (必要に応じて、在宅避難者や車中泊避難者への派遣も行う) ボランティアニーズの把握 <p>7 (略)</p>	令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映 カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波警報・津波注意報への対応についてアンケート結果反映 防災基本計画の修正
2-8 帰宅困難者への支援 (略) <大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>	9 1 ~				2-8 帰宅困難者への支援 (略) <大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>		大規模地震の発生に伴う 帰宅困難者等対策のガイドライン改定		
(1) ~ (2) (略) (新設)					(1) ~ (2) (略)	<p>(3) 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進</p> <p>広域連合は構成団体及び連携県と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、分散して帰宅するよう呼びかける。</p>			
(3) 帰宅支援 (略)					(4) 帰宅支援 (略)				
(4) 帰宅困難者等への情報提供					(5) 帰宅困難者等への情報提供				

頁	現 行				改 訂 案				修正内容																										
	(略)				(略)																														
9 8	応急対応期オペレーションマップ（1）				応急対応期オペレーションマップ（1）				水道法に係る省庁移管																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>広域連合・応援府県</th><th>他都道県等</th><th>国・国出先機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活物資の供給</td><td>水の供給</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 </td></tr> </tbody> </table>				項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	1 生活物資の供給	水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>広域連合・応援府県</th><th>他都道県等</th><th>国・国出先機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活物資の供給</td><td>水の供給</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 </td></tr> </tbody> </table>				項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	1 生活物資の供給	水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 											
項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関																																
1 生活物資の供給	水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 																																
項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関																																
1 生活物資の供給	水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整 																																
1 0 2	応急対応期オペレーションマップ（1）				応急対応期オペレーションマップ（1）				水道法に係る省庁移管																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>広域連合・応援府県</th><th>他都道県等</th><th>国・国出先機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 ライフラインの応急復旧</td><td>電気・ガス・通信の復旧</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ </td><td> <p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 </td></tr> <tr> <td></td><td>水道の復旧</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 </td><td></td></tr> </tbody> </table>				項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 		水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>広域連合・応援府県</th><th>他都道県等</th><th>国・国出先機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 ライフラインの応急復旧</td><td>電気・ガス・通信の復旧</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ </td><td> <p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 </td></tr> <tr> <td></td><td>水道の復旧</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 </td><td></td></tr> </tbody> </table>				項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 		水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 		
項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関																																
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 																																
	水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 																																
項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関																																
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<p>〔ライフライン事業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 <p>〔経済産業省・経済産業局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 																																
	水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 																																
1 0 5	応急対応期オペレーションマップ（1）				応急対応期オペレーションマップ（1）				令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての反映																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>広域連合・応援府県</th><th>他都道県等</th><th>国・国出先機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 学校の教育機能の回復</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 <p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 </td><td> <p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔文部科学省職員の派遣並びに学校支援チーム及び応援教職員・スクールカウンセラーの派遣調整〕</p> </td></tr> </tbody> </table>				項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 <p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 	<p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔文部科学省職員の派遣並びに学校支援チーム及び応援教職員・スクールカウンセラーの派遣調整〕</p>																						
項目	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関																																
11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 <p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請 	<p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 <p>〔被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣〕</p> <p>〔文部科学省職員の派遣並びに学校支援チーム及び応援教職員・スクールカウンセラーの派遣調整〕</p>																															